

# 守口市立錦中学校 P T A 規約改正 (案)

令和 5 年度 3 月総会提案

## 規約改正点

- ・ 加入は任意であることの明記
- ・ 会長を選出できない場合、副会長を 2 名とする規定の新設
- ・ 実行委員会・常任委員会の廃止
- ・ 役員会を意思決定機関として明記

(新)	(旧)
<p>第 5 条 本会の会員となることのできる者は本校に在籍する生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び本校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）とし、加入は任意である。ただし学区内に在住し特に教育に関心を持つ者は、希望又は推せんにより<u>役員会の承認</u>をえて会員となることができる。</p>	<p>第 5 条 本会の会員となることのできる者は本校に在籍する生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び本校に勤務する教職員とする。ただし学区内に在住し特に教育に関心を持つ者は、希望又は推せんにより<u>実行委員会</u>の承認をえて会員となることができる。</p>
<p>第 7 条 本会の役員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1 名 保護者</p> <p>(2) 副会長 1 名 保護者 (会長が選出されないときは 2 名)</p> <p>(3) 書記 1 名 保護者又は教職員</p> <p>(4) 会計 2 名 保護者又は教職員</p> <p>(5) 総務 1～2 名 保護者又は教職員</p>	<p>第 7 条 本会の役員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1 名 保護者</p> <p>(2) 副会長 1 名 保護者</p> <p>(3) 書記 1 名 保護者又は教職員</p> <p>(4) 会計 2 名 保護者又は教職員</p> <p>(5) 総務 1～2 名 保護者又は教職員</p>
<p>第 10 条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会の代表者であって、総会及び<u>役員会</u>を招集し、<u>特別委員会の委員</u>を委嘱し、かつ、総会の決議事項を忠実に執行する責を有する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を務め、<u>会長が欠けたとき及び会長が選出されないときはその職務</u>を行う。</p> <p>(3) 書記は総会、<u>役員会</u>の議事を記録保管し、又各種会合の開催を通知する。ただし、書記をたすけるため必要のある場合、会長の推せんによって書記補をおくことができる。</p> <p>(4) 会計は本会の一切の会計事務を処理し、会計</p>	<p>第 10 条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会の代表者であって、総会及び<u>実行委員会</u>を招集し、<u>役員候補者指名委員会及び会計監査委員会</u>を除くすべての委員会の委員長・副委員長及び委員を委嘱し、かつ、総会の決議事項を忠実に執行する責を有する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を務める。</p> <p>(3) 書記は総会、<u>委員総会並びに実行委員会</u>の議事を記録保管し、又各種会合の開催を通知する。ただし、書記をたすけるため必要のある場合、会長の推せんによって書記補をおくことができる。</p> <p>(4) 会計は本会の一切の会計事務を処理し、会計</p>

監査委員の監査を経て、決算を総会に報告する責を有する。又、会計簿はいつでも、会員の閲覧に供することができるように準備しておかねばならない。ただし、会計をたすけるため必要のある場合、会長の推せんによって会計補をおくことができる。

(5) 総務は行事の計画調整を計り、併せて本会の諸活動を統轄する。

第13条 会計監査委員の任務は次のとおりである。

(1) 会計監査委員は当年度における一切の会計出納に関し、年1回期日を定めて監査し、その結果を総会に報告しなければならない。ただし、総会が監査を要求したときは臨時監査を行わねばならない。

(2) 会計監査委員は役員会に出席することができる。

## 第6章 役員会

第21条 役員会は役員及び教職員代表1名を以て構成する。

第22条 役員会の任務は次のとおりである。

(1) 会員からの提案に基づき立案された行事計画の審議検討

(2) 総会に提出する報告書並びに議事日程の作成

(3) 必要ある場合には特別委員会の設置

(4) 年度予算案の作成審議

(5) 総会の決議によって委任された事項並びに緊急事項の処理

第23条 役員会は原則として每学期1回開く他、会長が必要と認めた時に開く。

2 役員会は役員の2分の1以上出席しなければ成立しない。

3 役員会の議長には会長が当る。

監査委員の監査を経て、決算を総会に報告する責を有する。又、会計簿はいつでも、会員の閲覧に供することができるように準備しておかねばならない。ただし、会計をたすけるため必要のある場合、会長の推せんによって会計補をおくことができる。

(5) 総務は各常任委員会の行事の計画調整を計り、併せて本会の諸活動を統轄する。

第13条 会計監査委員の任務は次のとおりである。

(1) 会計監査委員は当年度における一切の会計出納に関し、年2回期日を定めて監査し、その結果を総会に報告しなければならない。ただし、総会が監査を要求したときは臨時監査を行わねばならない。

(2) 会計監査委員は実行委員会に出席することができる。

## 第6章 委員会

第21条 委員会は、実行委員会・常任委員会及び特別委員会とする。

### 第1節 実行委員会

第22条 実行委員会は役員、各常任委員及び教職員代表1名を以て構成する。

第23条 実行委員会の任務は次のとおりである。

(1) 各常任委員会によって立案された行事計画の審議検討

(2) 総会および委員総会に提出する報告書並びに議事日程の作成

(3) 必要ある場合には特別委員会の設置

(4) 年度予算案の作成審議

(5) 総会の決議によって委任された事項並びに緊急事項の処理

第24条 1 実行委員会は原則として每学期2回開く他、役員会が必要と認めた時に開く。

2 実行委員会は構成委員の2分の1以上出席しなければ成立しない。

3 実行委員会の議長には会長が当る。

<p><u>第7章 特別委員会</u></p> <p>第24条 特別委員会は特定の目的を遂行する必要が生じたとき、<u>総会</u>の承認を得て設置する。</p> <p>2 特別委員会は所定の任務を完了したとき自動的に解散する。</p> <p>3 特別委員は会長がこれを委嘱する。</p> <p><u>第8章 役員候補者指名委員会</u></p> <p>第25条 役員候補者指名委員会は次年度の役員及び会計監査委員候補者を選出する。</p> <p><u>第9章 会計</u></p> <p>第26条 本会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄付金で支弁する。</p> <p>第27条 本会の会費は月額1口200円とする。(1世帯につき)</p>	<p><u>第2節 常任委員会</u></p> <p>第25条 常任委員会は次の3委員会をおく。</p> <p>(1) 各学年委員会 (2) 広報委員会 (3) 保健体育委員会</p> <p>第26条 前条の各委員会は委員若干名で構成する。</p> <p>第27条 1 各常任委員は会長がこれを委嘱し、<u>総会</u>において報告する。</p> <p>2 前項の委員は、特別委員会の委員を除いて他の委員会の役職を兼任することはできない。</p> <p>3 常任委員の任期は1ヵ年とする。ただし再任することを妨げない。</p> <p>第28条 1 常任委員会は必要に応じて随時開催する。</p> <p>2 常任委員は審議の内容を会長に報告しなければならない。</p> <p>第29条 常任委員会の活動は次のとおりである。</p> <p>(1) 学年委員会は教職員と保護者で連携を図り、生活文化と学習環境の向上に務める。</p> <p>(2) 広報委員会は新聞発行を務めとする。</p> <p>(3) 保健体育委員会は、会員の保健体育的行事を計画、立案するとともに、生徒の体育 保健 衛生又は安全に関する事項について協力する。</p> <p><u>第3節 特別委員会</u></p> <p>第30条 1 特別委員会は特定の目的を遂行する必要が生じたとき、<u>実行委員会</u>の承認を得て設置する。</p> <p>2 特別委員会は所定の任務を完了したとき自動的に解散する。</p> <p><u>第7章 役員候補者指名委員会</u></p> <p>第31条 役員候補者指名委員会は次年度の役員及び会計監査委員候補者を選出する。</p> <p><u>第8章 会計</u></p> <p>第32条 本会の経費は会費、事業収入及び自発的な寄付金で支弁する。</p> <p>第33条 本会の会費は月額1口200円とする。(1世帯につき)</p>
---	---

第28条 本会の資産は第1章第2条の目的以外には支出又は使用してはならない。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第10章 改正

第30条 この規約は総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。

#### 第11章 補足

第31条 本会に総会の決議を経て顧問及び相談役をおくことができる。

第32条 この規約は昭和55年5月2日から施行する。

昭和63年3月5日改正  
平成2年11月18日改正  
平成23年4月23日改正  
平成24年4月20日改正  
平成28年4月22日改正  
平成31年3月7日改正  
令和5年3月13日改正  
令和6年3月 日改正

#### 役員選出細則

第1条 この細則は守口市立錦中学校PTA規約第7条、第11条及び第25条に基づいて定める。

第2条 指名委員会は、役員により構成する。

第3条 指名委員会は、役員候補者を指名するときには事前に被指名者の同意を得なければならない。

第4条 指名委員は役員候補者の氏名を3月総会までに全会員に通知しなければならない。

第5条 選出された役員及び会計監査委員は4月1日に就任する。

第6条 指名委員会は3月総会で役員及び会計監査委員選出後に解散する。

第34条 本会の資産は第1章第2条の目的以外には支出又は使用してはならない。

第35条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第9章 改正

第36条 この規約は総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。

#### 第10章 補足

第37条 本会に総会の決議を経て顧問及び相談役をおくことができる。

第38条 この規約は昭和55年5月2日から施行する。

昭和63年3月5日改正  
平成2年11月18日改正  
平成23年4月23日改正  
平成24年4月20日改正  
平成28年4月22日改正  
平成31年3月7日改正  
令和5年3月13日改正

#### 役員選出細則

第1条 この細則は守口市立錦中学校PTA規約第7条、第11条及び第31条に基づいて定める。

第2条 指名委員会は、実行委員の若干名により構成する。

第3条 指名委員会は、役員候補者を指名するときには事前に被指名者の同意を得なければならない。

第4条 指名委員は役員候補者の氏名を3月総会までに全会員に通知しなければならない。

第5条 選出された役員及び会計監査委員は4月1日に就任する。

第6条 指名委員会は3月総会で役員及び会計監査委員選出後に解散する。

<p>第7条 会長以外の役員及び会計監査委員に欠員がでたときは<u>役員会</u>でこれを補充し、<u>会員に報告</u>する。任期は残任期間とする。</p> <p>第8条 この細則は総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。</p> <p>第9条 この細則は昭和 55 年5月2日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">昭和 63 年3月5日改正 平成 2 年11月18日改正 平成 23 年4月23日改正 平成 24 年4月20日改正 平成 28 年4月22日改正 令和 5 年3月13日改正 <u>令和 6 年3月 日改正</u></p>	<p>第7条 1 会長に欠員がでたときは副会長が代行し、任期は残任期間とする。</p> <p>2 会長以外の役員及び会計監査委員に欠員がでたときは<u>委員総会</u>でこれを補充し任期は残任期間とする。</p> <p>第8条 この細則は総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。</p> <p>第9条 この細則は昭和 55 年5月2日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">昭和 63 年3月5日改正 平成 2 年11月18日改正 平成 23 年4月23日改正 平成 24 年4月20日改正 平成 28 年4月22日改正 令和 5 年3月13日改正</p>
--	---

※令和6年4月1日より適用